

東北地方太平洋沖地震に伴う自動車登録に関する 添付書類等の有効期間の延長についてのお知らせ

今回の東北地方太平洋沖地震に伴い、自動車登録申請に関する以下に記載する添付書類の有効期間の延長措置がされておりますので、お知らせ致します。

なお、今回の措置につきましては、当該地震による災害の影響を受けた場合において適用されるものとなっております。

○印鑑（登録）証明書

平成23年3月11日から平成23年6月29日までの間に発行後3ヶ月の期間が満了するもの（平成22年12月11日から平成23年3月29日までの間に発行されたもの）

→ **平成23年6月30日をもって満了**するものとする。

※措置根拠：国土交通省告示第二百九十八号（平成23年3月23日付）

○自動車保管場所証明書

平成23年3月11日から平成23年6月29日までの間に発行後1ヶ月の期間が満了するもの（平成23年2月11日から平成23年5月29日までの間に発行されたもの）

→ **平成23年6月30日をもって満了**するものとする。

※措置根拠：国自情第233号（平成23年3月22日付 国土交通省自動車情報課長通達）

○自動車の使用者の住所を証する書面

平成23年3月11日から平成23年6月29日までの間に発行後3ヶ月の期間が満了するもの（平成22年12月11日から平成23年3月29日までの間に発行されたもの）

→ **平成23年6月30日をもって満了**するものとする。

※措置根拠：国自情第233号（平成23年3月22日付 国土交通省自動車情報課長通達）

なお、この他に被災地の影響により生じる事案につきましては事前に当運輸支局登録部門までご相談ください。

新潟運輸支局登録部門電話番号

050-5540-2040（ヘルプディスク音声案内）

案内に従いオペレーター対応を選択の上、当支局への転送を申し出てください。